

災害（復興）情報 第11号

平成23年5月20日

国見町災害対策本部（観月台文化センター内）

電話番号 024-585-5520

■国見町災害援護資金貸付 —特例的な取扱い—

災害（復興）情報第8号でお知らせしました「国見町災害援護資金貸付」について、この度、東日本大震災に対処するための特別法が施行されたことにより、特例的な取扱いがされることとなりました。

変更となる点は、次のとおりです。

～国見町災害援護資金貸付の概要～

震災により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

①対象世帯：3月11日現在で、国見町内に居住していた方

②貸付額：貸付150万円から350万円

（損害の種類及び程度による貸付の限度額が異なります。）

※平成21年分の世帯の総所得により貸付対象とならない場合もあります。

	変更前	変更後
●申込期間	平成23年6月30日まで	平成30年3月31日まで
●償還期間	10年（据置3年）	※13年（6年） 【条件】 ①被災により世帯主が死亡した場合 ②生活保護、町民税非課税世帯が被災 ③全壊した場合
●連帯保証人	保証人は必須	保証人を立てなくてもよい（任意）
●利率	利率3%	保証人を立てる場合 ⇒無利子 保証人を立てない場合 ⇒1.5%
●連帯保証人の条件	同一市町村内	同一市町村内にいない場合は、他市町村でも可

◆問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎585-2793

■国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の取扱い

7月1日から、取扱いが次のとおりとなりますのでお知らせします。

（1）国民健康保険及び後期高齢者医療関係の取扱いについて

現在の取扱い	7月1日からの取扱い
①保険証紛失等の場合、医療機関の窓口に出示することで保険診療が可能とされています。	●通常通り保険証の提示が必要となります。 ※紛失等の場合、保健福祉課で再交付の手続きをお願いします。
②住宅の全半壊等、主たる生計維持者が死亡、事業の廃止・休止、失職し収入がない等の方は、医療機関の窓口に出示することで、一部負担金が猶予されています。	●免除証明書の提示が必要となります。 ※免除証明書の申請については改めてお知らせします。

（2）介護保険関係の取扱いについて

現在の取扱い	7月1日からの取扱い
①住宅の全半壊等、主たる生計維持者が死亡、事業の廃止・休止、失職し収入がない等の方は、サービス利用に係る一部負担金について猶予（又は事業者が請求を保留）されています。	●免除証明書の提示が必要となります。 ※免除証明書の申請については改めてお知らせします。

◆問い合わせ 保健福祉課国保係 ☎585-2785、長寿介護係 ☎585-2125

■被災者対象の求人情報

就労場所が福島県内であり、被災者の雇い入れについて優先的な取り扱いや一定の配慮をしている求人を掲載した「求人情報」を次のとおり提供しています。

場所 観月台文化センター

1階ロビー パンフレット掲示棚

※観月台文化センター開館中であればいつでも見ることができます。

◆問い合わせ

産業振興課産業振興係 ☎585-2986

■国見町で観測された放射線量

過去1週間の推移（単位：マイクロシーベルト/時）

測定日	測定時間	測定値
5/12	14時37分	0.68
5/13	14時50分	0.68
5/14	14時19分	0.57
5/15	14時35分	0.57
5/16	14時50分	0.62
5/17	14時36分	0.77
5/18	14時28分	0.58

測定場所：国見町役場（地面から1mの高さで測定）

※国見町の保育所庭・幼稚園庭・小中学校の校庭の線量測定の結果0.68～1.60マイクロシーベルト/時（5月11日調査）と国の示した基準の3.8マイクロシーベルト/時を下回っていますが、より安全な教育環境を確保するため、表土処理を実施することとなりました。

●り災証明書の発行●

り災証明書については、5月18日現在512件の申請があり、223件の現地調査が済んでいます。

町災害対策本部では、調査が終了したものから「り災証明書」を順次発行しています。

がんばろう 国見

5月に入り、町内の各地では田植えが行われています。

農家の皆さんは、原発事故による風評被害に負けず、一生懸命農作業に励んでいます。

秋には、国見産のおいしい米がたくさん収穫されることとなります。



●道路関係

◆現在、町内において通行できない道路は、次のとおりです。

- ・神明橋（森山）
- ・館ヶ崎橋付近（徳江）

※その他の箇所は、通行できるようになりましたが、仮復旧の箇所もありますので通行の際には十分に気をつけてください。

※道路などの本格復旧については、災害復旧事業で対応することとなるため、国や県による調査が行われてから工事に入ることとなります。本格復旧までしばらくお待ちください。

●その他の情報

—特設人権相談所を開設—

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年6月1日を中心に一層積極的な啓発活動を行い、人権思想の普及高揚を図るため、特設人権相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

- ・日時 6月1日（水）
午前9時～12時
- ・場所 国見町観月台文化センター
- ◆問い合わせ
福島地方法務局人権擁護課
☎534-1994